

番号	審査請求の趣旨	審査請求の理由等	反論書における主張
1	大阪支社長の氏名及び取引先名の公開を求める。	条例第8条第1項第1号に該当しない。 大阪支社長の氏名を公開したとしても、申請事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるとはいえない。 取引先名が「〇〇」であることは明らか。同社ウェブサイトにおいて本件モデル整備事例が申請事業者の承諾の元に掲載されている。	条例解釈運用基準には、「法人等を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として会議に出席する行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、当該法人等に関する情報であり、個人に関する情報には含まれない。」とされている。このことは、登記の有無や代表者等の属する法人等より徴した意見に左右されるものではない。 本件行政文書を見分すると、大阪支社長がその職務として、モデル整備計画書の提出等当該法人等の行為そのものと評価される行為を大阪府との間で行ったことが認められる。 そうすると、申請事業者の代表者氏名は、条例第9条第1号に規定する個人情報に該当しない。もっとも、部分公開決定通知書では、大阪支社長の氏名を公開しない理由は、条例第8条第1項第1号に該当するとされていたが、大阪支社長の氏名を公開したとしても、申請事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるとはいえないことは明らか。 条例解釈運用基準には、「事業者がPRなどのため、自主的に公表した資料から何人でも当該情報を知り得るもの（例）事業者が作成したパンフレット、新聞広告、自社のホームページ等により、公表された商品情報、営業実績など」とされている。このことと、取引事業者が、明らかに本件モデル整備事例と分かる写真とともに申請事業者と取引したことを、HPで公表していることからすると、取引先名は条例第8条第1項第1号に該当しない。このことは、取引事業者の見積価格が明らかになることに左右されるものではない。
2	暴力団排除措置に関する協定書に基づく回答及び大阪支社長の氏名の公開を求める。	条例第9条第1号及び条例第8条第1項第1号のいずれにも該当しない。 本件回答に基づき既に補助金の支出が執行されたことからすると、回答内容が「該当なし」であることは明らか。 大阪支社長の氏名を公開したとしても、申請事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるとはいえない。	条例解釈運用基準には、「法人等を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として会議に出席する行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、当該法人等に関する情報であり、個人に関する情報には含まれない。」とされている。このことは、登記の有無や代表者等の属する法人等により徴した意見に左右されるものではない。 本件行政文書を見分すると、大阪支社長がその職務として、暴力団等審査情報の提出等当該申請事業者等の行為そのものと評価される行為を大阪府との間で行ったことが認められる。 そうすると、大阪支社長の氏名は、条例第9条第1号に規定する個人情報に該当しない。また、同人が債権債務者であることは、代表者としての職務に関する情報であって、企業の財務に関する情報とはいえないため、条例第8条第1項第1号に該当しない。 暴力団排除措置に関する協定書第9条については承知しないが、暴力団排除が適正に行われているかを府民等に公開し、説明責任を果たすことは、暴力団排除の目的に適うことからすると、協定書に基づく回答の公開は、暴力団排除以外の目的に使用することにはならない。また、「該当なし」であることが明らかであることからすると、企業の活動が大きく制限されることもない。
3	大阪支社長の氏名、要件確認申立書に基づく回答（1～8）及び取引先名の公開を求める。	条例第9条第1号及び条例第8条第1項第1号のいずれにも該当しない。 大阪支社長の氏名は、申請事業者の行為そのものと評価される行為に関する情報であることからすると、条例第9条第1号に規定する個人に関する情報に該当しない。 本件経費支出が既に執行されたことからすると、要件確認申立書に基づく回答（1～8）がいずれも「いいえ」であることは明らか。 取引先名が「〇〇」であることは明らか。同社のウェブサイトにおいて本件モデル整備事例が申請事業者の承諾の元に掲載されている。	条例解釈運用基準には、「法人等を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として会議に出席する行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、当該法人等に関する情報であり、個人に関する情報には含まれない。」とされている。このことは、登記の有無や申請事業者により徴した意見に左右されるものではない。 本件行政文書を見分すると、大阪支社長がその職務として、補助金交付申請書の提出等当該申請事業者の行為そのものと評価される行為を大阪府との間で行ったことが認められる。 そうすると、大阪支社長の氏名は、条例第9条第1号に規定する個人情報に該当しない。 条例解釈運用基準には、「事業者がPRなどのため、自主的に公表した資料から何人でも当該情報を知り得るもの（例）事業者が作成したパンフレット、新聞広告、自社のホームページ等により、公表された商品情報、営業実績など」とされている。このことと、取引事業者が、明らかに本件モデル整備事例と分かる写真とともに申請事業者と取引したことを、HPで公表していることからすると、取引先名は条例第8条第1項第1号に該当しない。このことは、取引事業者の見積価格が明らかになることや申請事業者から徴した意見に左右されるものではない。 要件確認申立書の回答（1から8）の内容を府民等へ公開し、説明責任を果たすことは、暴力団排除の目的に適うため、公益性がある。また、「いいえ」であることが明らかであることからすると、企業の活動が大きく制限されることもない。
4	大阪支社長の氏名の公開を求める。	条例第8条第1項第1号に該当しない。 大阪支社長の氏名を公開したとしても、申請事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるとはいえない。	条例解釈運用基準には、「法人等を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として会議に出席する行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、当該法人等に関する情報であり、個人に関する情報には含まれない。」とされている。このことは、登記の有無や代表者等の属する法人等より徴した意見に左右されるものではない。 本件行政文書を見分すると、申請事業者の代表者がその職務として、実績の報告や交付額の支払請求等当該申請事業者の行為そのものと評価される行為を大阪府との間で行ったことが認められる。 そうすると、大阪支社長の氏名は、条例第9条第1号に規定する個人情報に該当しない。 なお、弁明書には、職名を非公開とした理由が書かれていなかった。
5	大阪支社長の氏名の公開を求める。	条例第9条第1号に該当しない。 法人等を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として会議に出席する行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、当該法人等に関する情報であり、個人に関する情報には含まれない。	条例解釈運用基準には、「法人等を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として会議に出席する行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、当該法人等に関する情報であり、個人に関する情報には含まれない。」とされている。このことは、登記の有無や申請事業者により徴した意見に左右されるものではない。 本件行政文書を見分すると、申請事業者の代表者がその職務として、実績の報告や交付額の支払請求等当該申請事業者の行為そのものと評価される行為を大阪府との間で行ったことが認められる。 そうすると、大阪支社長の氏名は、条例第9条第1号に規定する個人情報に該当しない。 なお、弁明書には、職名を非公開とした理由が書かれていなかった。